

ケアホーム匠重要事項説明書

作成日 令和4年10月 1日

1. 事業主体概要

事業主体名	匠の家（タミノ）
法人の種類	特定非営利活動法人
代表者名	理事長 梶川正三
所在地	〒728-0006 広島県三次市畠敷町1677番地14
法人の理念	子どもと高齢者及び地域住民が助け合う精神のもと、地域にとけ込んだサービスの実施と誰でも集えて安心して暮らせる地域社会づくりを理念とする。
他の介護保険関連の事業	小規模多機能型居宅介護 ケアホーム匠（平成19年10月開設）

2. ホーム概要

ホーム名	ケアホーム匠
ホームの目的	要介護者等であって、認知症の状態にある方に、適切な認知症対応型共同生活介護を実施します。
ホームの運営方針	認知症により自立した生活が困難になった利用者に対し、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じて、安心と尊厳のある生活を営めるよう支援し、関係者は利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として、機能するよう協力します。
ホームの責任者	管理者 梶川正三
開設年月日	平成19年 8月 1日
保険事業者指定番号	3493600039
所在地 電話・FAX番号	〒731-0521 広島県安芸高田市吉田町常友486番地 (電話) 0826-47-1013 (FAX) 0826-42-5565
交通の便	安芸高田市吉田町バスセンターより広島バスセンター行き馬橋バス停か常友バス停下車徒歩5分
敷地概要（権利関係）	所有者 土河シズコ氏（借地） 敷地 広島県安芸高田市吉田町常友486番地1及び496番地1

建物概要（権利関係）	構造：軽量鉄骨造2階建 延床面積：904.38㎡
居室の概要	洋室（6畳・押入、トイレ付き）18室
共用施設の概要	食堂・居間（2カ所）浴室・脱衣場（2カ所）洗濯室（2カ所） ウッドデッキ（1カ所）
緊急対応方法	非常時連絡網により迅速な対応を図る 協力医療機関の緊急対応体制がある
防犯防災設備 避難設備等の概要	火災報知器 避難誘導灯 消火器 非常照明 防災体制については、消防計画に規定し最小災害にとどめるよう最善を計る。
損害賠償責任	法人加入の損害賠償責任保険にて対応

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1人	1				介護福祉士	
計画作成担当者	2人		2			介護福祉士 介護支援専門員	介護職と兼務
介護従事者	21人		14		7	介護福祉士（8）	ケアホーム匠内兼務

4. 勤務体制

昼間の体制	1ユニット 3人ずつで計6人
夜間の体制	1ユニット 1人（夜勤）

5. 利用状況（令和7年 4月1日現在）

利用者数	1ユニット当たり定員 9人、（ユニット数：2ユニット）現利用者数 18人
要介護度別	要支援2：0人 要介護1：3人 要介護2：3人 要介護3：7人 要介護4：1人 要介護5：4人

6. ケアホーム匠利用にあたっての留意事項

- ・面会時間 8時30分から20時までに、なるべくお越し下さい。
- ・外泊 事前(3日前までに)にお申し出下さい。利用者代理人からの連絡のみ受けれます。尚、ご家族の宿泊もできますが、食事等されると若干費用がかかる場合がありますので職員までご相談下さい。
- ・所持品 部屋・食堂等で使われる物は、なるべく普段自宅で使用されている物をご持参下さい。
- ・ペット等 ペット等を飼われる場合は、他の利用者の迷惑にならないようにご配慮下さい。
- ・お小遣い お小遣いとして、10,000円程度お預かりし、買い物、理美容代、医療費などに当てさせていただきます。普段生活されるには、現金等は必要ないと思います。

7. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中の機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記による要介護(要支援)度別に応じて定められた金額及び省令により定められた加算等の一割が自己負担となります。		
保険対象外サービス	別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を説明して事前に連絡します。		
居室の提供(家賃)	月額1,500円		
食 事 の 提 供	月額1,350円		
水 道 光 熱 費	月額 250円		
個人消耗品の費用	その他個人で使用されるものは実費精算で自己負担となります。別紙1のとおり		
介護度 \ 基本料金	1日の自己負担分	(30日)	1月の自己負担額 (31日)
要支援2	749円	22,470円	23,219円
要介護1	753円	22,590円	23,343円
要介護2	788円	23,640円	24,428円
要介護3	812円	24,360円	25,172円
要介護4	828円	24,840円	25,668円
要介護5	845円	25,350円	26,195円
		負担割合が2割・3割の方は上記金額がそれぞれ2倍・3倍です。	
初期加算	30円	900円 ※入日から30日間のみ	
その他	介護報酬の改定等により算定可能となるものの一割部分 別紙-1 退去時清掃費が必要です。		

8. 協力医療機関

協力医療機関名	厚生連吉田総合病院
診療科目 ベッド数等	総合病院(内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・麻酔科・リハビリテーション科・放射線科) 340床(一般166床、精神120床、療養54床)

9. 苦情相談機関

常設苦情相談窓口	担当者氏名： 管理者 田川舞子
苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機関名： 特定非営利活動法人 匠の家 理事長 梶川正三 (電話) 0826-47-1013 (FAX) 0826-42-5565

円滑かつ迅速に苦情処理を行うため次のとおり対応する。

苦情処理に関しては「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の36条（苦情処理）の定めにより、円滑かつ迅速に誠意をもって苦情処理に対応する。

その他の苦情相談機関

広島県国民健康保険団体連合会 広島市中区東白島町19番49号国保会館 082-554-0783
安芸高田市福祉保健部 安芸高田市吉田町吉田791番地 0826-42-5618

10. 非常災害対策

防災時の対応	ケアホーム匠消防計画の通りに対応する
防災設備	避難誘導灯・消火器・非常火災報知器・緊急通報装置
防災訓練	夜間訓練を含め年2回以上実施
防災責任者	防火管理者 熊谷泰宏

11. 事故発生時の対応

指定認知症対応型共同生活介護（介護予防）の提供により事故が発生した場合は、速やかに家族、主治医または協力医療機関及び市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。

賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

12. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、業務継続計画を策定しており年2回の訓練や研修を行い計画の見直しを行う。

13. 虐待防止

事業所は利用者の人権擁護、虐待防止の為に、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、責任者を設置する等必要な体制の整備及びその従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

14. 身体拘束の禁止

1. 事業所は共同生活援助の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

2. 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3. 事業所は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に関催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図ることとする。

4. 身体拘束等の適正化のための指針については、権侵害防止規程に記載の通りとする。

5. 職員に対して、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的を実施することとする。

令和 年 月 日

(事業者)

ホーム名 認知症対応型共同生活介護 ケアホーム匠

住 所 広島県安芸高田市吉田町常友486番地

説明者名 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

(利用者)

住所

氏名 印

(利用者代理人)

住所

氏名 印

(身元引受人)

住所

氏名 印